

保護者の皆様へ

廿日市市立七尾中学校長

登校の時期について（お願い）

お子様は現在欠席しておられますが、この病気は学校感染症であるため、他の生徒への感染拡大防止を目的に出席停止期間が定められています。

その期間の基準は次のとおりになっておりますので、再登校させる場合は下記の「登校許可証」をご提出ください。

なお、感染症の報告については、各医療機関が個別に作成・配布しているものでもかまいません。

病名	出席停止の基準	必要な提出書類
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	登校許可証 (医療機関記入)
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで	
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
流行性角結膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
結核		
髄膜炎菌性髄膜炎		
その他の感染症 ()		



キリトリ

主治医様 お手数をおかけしますが、ご記入をよろしくお願いいたします。

登 校 許 可 証

廿日市市立七尾中学校

年 組 名前

上記の生徒の _____ は軽快しており、学校への通学は差し支えないことを証明します。

令和 年 月 日

医師 _____ 印